

# 兵庫県公報

平成24年8月14日 火曜日 第2414号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の位置指定の取消し（同）	7
○ 道路の位置指定（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	8
○ 私立専修学校の廃止認可（教育課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 落札者等の公示（県立大学）	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	10
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	12
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	13
<b>正 誤</b>	
○ 平成24年6月1日付け兵庫県公報第2393号中	16
○ 平成24年6月12日付け兵庫県公報第2396号中	16

## 告 示

### 兵庫県告示第1093号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 医療法人社団尚仁会 平島病院  
所在地 三田市天神1丁目2-15  
認定年月日 平成24年7月22日  
認定の有効期限 平成27年7月21日

~~~~~

**兵庫県告示第1094号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年8月1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名                 | 地区名   | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|---------------------|-------|---------------------------|-------|
| ため池等整備事業（一般）ため池整備工事 | 鍵谷池地区 | 平成24年8月14日から<br>同 年9月3日まで | 姫路市役所 |



**兵庫県告示第1095号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年7月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名                 | 地区名  | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|---------------------|------|---------------------------|-------|
| ため池等整備事業（一般）ため池整備工事 | 又池地区 | 平成24年8月14日から<br>同 年9月3日まで | 加東市役所 |



**兵庫県告示第1096号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

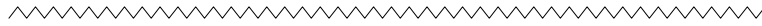
- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町河崎字シロト469、470、475の2、475の3、475の37、字井付494の4から494の9まで、494の11
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字シロト475の3・字井付494の5・494の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1097号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町上石井字寺田ノ上ミ908の1、字溝ノ上810、811の1、880の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺田ノ上ミ908の1・字溝ノ上810・811の1・880の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1098号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市山南町小野尻字三組尾2591の2、2591の3(次の図に示す部分に限る。)、2591の4、2591の6から2591の13まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1099号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市山南町山本字篠ヶ峰1140の3、1140の6、1141の1、1141の2、1141の5、1141の6、1141の13（次の図に示す部分に限る。）、1141の18、1141の20、1141の26
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1100号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市山南町五ヶ野字嵐シ谷1064の1から1064の5まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1101号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市山南町小野尻字三組尾2591の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1102号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市山南町小野尻字三組尾2591の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1103号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

丹波市山南町山本字篠ヶ峰1141の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1104号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市山南町山本字篠ヶ峰1141の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1105号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 株式会社ダイナム土地建物  
代表者の氏名 関 光 幸  
住所 東京都荒川区西日暮里5-21-7
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) ダイナム兵庫姫路白浜店  
所在地 姫路市白浜町字菖蒲池丙170-1ほか14筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成24年 8月14日から同月27日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成24年 8月14日から同月27日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第1106号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                    | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------|---------------|---------------|
| 第H24西播位置<br>0004号 | 24. 7. 31        | たつの市龍野町中村字宮川232番 1 の一部 | 4. 00         | 32. 69        |



**兵庫県告示第1107号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課において縦覧に供する。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                     | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H24但豊位置<br>0001号 | 24. 8. 1         | 豊岡市日高町祢布字サフリ1047番10、1047番<br>12、1048番 6 | 5. 00         | 33. 74        |



**兵庫県告示第1108号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第 1 項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 取 消 番 号            | 取消年月日<br>(平成年月日) | 位 置                   | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------|------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 第H24淡路位置<br>廃0001号 | 24. 7. 30        | 洲本市宇原字戎原147番 5、148番 2 | 5. 50         | 13. 23        |



**兵庫県告示第1109号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                                                       | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H24淡路位置<br>0001号 | 24. 7. 30        | 洲本市宇原字戎原146番 3 の一部、147番 5、<br>147番 6、147番 7 の一部、147番 8、147番 9、<br>148番 2、148番12の一部、148番14 | 6. 00         | 70. 48        |

公 告

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

| 種類               | 用途 | 記号・番号                           | 有効期限             | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称      | 交付<br>県民局  | 紛失<br>年月日      |
|------------------|----|---------------------------------|------------------|----|---------------------------|------------|----------------|
| 200<br>リットル<br>券 | 農業 | H22 3406822<br>～<br>H22 3406830 | 平成24年<br>11月 8 日 | 9  | 神崎郡市川町近平10—1<br>有限会社 信友石油 | 中播磨<br>県民局 | 平成24年<br>6月18日 |



**私立専修学校の廃止認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成24年 7月30日に認可した。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称          | 位 置               | 設 置 者        | 廃止年月日       |
|--------------|-------------------|--------------|-------------|
| 加古川准看護高等専修学校 | 加古川市加古川町木村 5 番地33 | 一般社団法人加古川医師会 | 平成24年 7月30日 |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール猪名川  
 所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目 1 番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

| 名称        | 代表者の氏名  | 住所                    |
|-----------|---------|-----------------------|
| 三菱地所株式会社  | 木 村 恵 司 | 東京都千代田区大手前一丁目 6 番 1 号 |
| 株式会社竹中工務店 | 竹 中 統 一 | 大阪市中央区本町四丁目 1 番13号    |
| 相互住宅株式会社  | 杉 山 彰   | 東京都品川区西五反田二丁目 8 番 1 号 |
- 3 変更事項
  - (i) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
イオン猪名川ショッピングセンター
    - イ 変更後  
イオンモール猪名川



(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                   | 代表者の氏名  | 住所                 |
|----------------------|---------|--------------------|
| イオンリテール株式会社          | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 |
| 株式会社A I よこやま         | 横 山 平 和 | 大阪府大東市諸福 3—1—44    |
| 柿安グルメフーズ株式会社<br>外32者 | 樋 尾 清 明 | 三重県桑名市吉之丸 8        |

イ 変更後

| 名称                | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------------|---------|--------------------|
| イオンリテール株式会社       | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 |
| 株式会社モリヨシ          | 森 本 政 史 | 堺市中区東山317番         |
| 株式会社東京デリカ<br>外35者 | 木 山 茂 年 | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前 9 時から午後 11 時まで (ただし、年間 30 日は午前 8 時から午後 11 時まで)

イ 変更後

午前 7 時から午後 11 時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時から午後 11 時 30 分まで (ただし、年間 30 日は午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで)

イ 変更後

午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成 23 年 11 月 21 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 24 年 2 月 21 日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成 24 年 7 月 13 日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成 24 年 7 月 13 日

5 届出年月日

平成 24 年 7 月 11 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成 24 年 8 月 14 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 24 年 12 月 14 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成 24 年 8 月 14 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
機能理論解析技術開発システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本SGI株式会社 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
- 5 落札金額  
22,990,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年6月29日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年8月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名称          | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地       |
|-------------|--------|---------|------------------|
| 新しい町をつくる会   | 仲田 一彦  | 奥村 淳    | 宝塚市鹿塩1-233-1-402 |
| 上谷まさひろ後援会   | 上谷 美智恵 | 上谷 美智恵  | 養父市八鹿町九鹿187番地6   |
| 幸福実現党北兵庫後援会 | 小山 亜紀  | 朝倉 育子   | 丹波市春日町長王881-1    |
| 太子維新の会      | 橋本 静夫  | 橋本 静夫   | 揖保郡太子町宮本82       |
| 田淵千洋後援会     | 田淵 千洋  | 深澤 賢次   | 赤穂郡上郡町竹万380-3    |
| 土田信憲後援会     | 小笠原 正義 | 吉見 茂    | 丹波市市島町下竹田1631番地  |
| 廣田貴士後援会     | 廣田 貴士  | 廣田 貴士   | 三田市けやき台4丁目12番地10 |

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名称             | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                                      | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 |
|----------------|-------|---------|-------------------------------------------------|-----------|-------|
| 西村康稔を囲む公認会計士の会 | 岩木 英一 | 星川 啓明   | 神戸市中央区小野柄通7丁目1-1 日本生命三宮駅前ビル8階 日本公認会計士政治連盟兵庫地方会内 | 西村 康稔     | 衆議院議員 |

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 名称 | 異動事項       | 異動内容 |                     |
|----|------------|------|---------------------|
|    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 多可郡多可町中区牧野30 内藤兵衛様方 |
|    |            | 旧    | 多可郡多可町中区岸上120       |

|                 |            |   |              |
|-----------------|------------|---|--------------|
| 自由民主党中町支部       | 代 表 者      | 新 | 吉 田 政 義      |
|                 |            | 旧 | 橋 本 隆        |
|                 | 会 計 責 任 者  | 新 | 真 鍋 正 昭      |
|                 |            | 旧 | 桑 室 英 男      |
| 自由民主党西脇支部       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西脇市高田井町341-1 |
|                 |            | 旧 | 西脇市明楽寺町1154  |
|                 | 代 表 者      | 新 | 内 藤 兵 衛      |
|                 |            | 旧 | 宇 仁 忠 夫      |
| 自由民主党兵庫県支部連合会   | 代 表 者      | 新 | 谷 公 一        |
|                 |            | 旧 | 西 村 康 稔      |
| 自由民主党兵庫県第六選挙区支部 | 会 計 責 任 者  | 新 | 浅 井 勝 弘      |
|                 |            | 旧 | 貝 畑 博 正      |
| 民主党兵庫県第1区総支部    | 会 計 責 任 者  | 新 | 玉 城 典 子      |
|                 |            | 旧 | 岡 田 妙 子      |

(2) その他の政治団体

| 名称                  | 異動事項       | 異動内容 |                         |
|---------------------|------------|------|-------------------------|
| 淡路市医師連盟             | 代 表 者      | 新    | 明 石 善 久                 |
|                     |            | 旧    | 栗 田 哲 司                 |
| 井戸まさえ後援会            | 会 計 責 任 者  | 新    | 玉 城 典 子                 |
|                     |            | 旧    | 岡 田 妙 子                 |
| 大串まさき後援会            | 会 計 責 任 者  | 新    | 浅 井 勝 弘                 |
|                     |            | 旧    | 貝 畑 博 正                 |
| 加西刷新の会              | 代 表 者      | 新    | 中 川 暢 三                 |
|                     |            | 旧    | 見 上 克 実                 |
|                     | 会 計 責 任 者  | 新    | 田 中 信 也                 |
|                     |            | 旧    | 荒 木 良 教                 |
| 北野誠一郎後援会            | 主たる事務所の所在地 | 新    | 高砂市中島1丁目10-4            |
|                     |            | 旧    | 高砂市中島1丁目10-31           |
| 近畿税理士政治連盟兵庫県第2支部連合会 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市相生町2丁目9番7号 白鯨会館ビル303 |
|                     |            | 旧    | 明石市小久保3丁目18番地の30        |
|                     | 代 表 者      | 新    | 北 村 光 子                 |
|                     |            | 旧    | 南 谷 愼 一                 |
| たぶち千洋後援会            | 名 称        | 新    | たぶち千洋後援会                |
|                     |            | 旧    | 田淵千洋後援会                 |
| 土井はるお後援会            | 会 計 責 任 者  | 新    | 立 花 孝 志                 |
|                     |            | 旧    | 二ノ倉 芳 男                 |
| 中川ちょうぞう後援会          | 会 計 責 任 者  | 新    | 田 中 信 也                 |
|                     |            | 旧    | 大 西 尚 亮                 |
| 中村修一後援会             | 代 表 者      | 新    | 日 野 龍                   |
|                     |            | 旧    | 中 村 修 一                 |

|                         |            |   |                      |
|-------------------------|------------|---|----------------------|
| 兵 庫 県 酒 政 会             | 代 表 者      | 新 | 小 西 新 太 郎            |
|                         |            | 旧 | 白 檉 達 也              |
| 民 意 を 市 政 に 反 映 さ せ る 会 | 名 称        | 新 | 民意を市政に反映させる会         |
|                         |            | 旧 | ウッドイタウンの民意を市政に反映させる会 |
| や す だ 末 広 後 援 会         | 代 表 者      | 新 | 山 下 国 彦              |
|                         |            | 旧 | 角 野 晴 巳              |
| 山 木 佳 宏 後 援 会           | 代 表 者      | 新 | 高 町 昌 宏              |
|                         |            | 旧 | 近 藤 任 弘              |
| 山 本 千 恵 後 援 会 エ ナ ジ ー   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市野間北2-7-23         |
|                         |            | 旧 | 伊丹市西台5-7-15          |

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

| 名称              | 代表者氏名   | 解散年月日      |
|-----------------|---------|------------|
| 自由民主党兵庫県芦屋市第二支部 | 幣 原 都   | 平成24年7月6日  |
| 自由民主党兵庫県神崎郡第一支部 | 前 川 清 寿 | 平成24年6月10日 |

(2) その他の政治団体

| 名称                    | 代表者氏名   | 解散年月日      |
|-----------------------|---------|------------|
| 青 木 佑 剛 後 援 会         | 青 木 延 恭 | 平成24年7月2日  |
| 尼崎をあいさつの街におはようこんにちわの会 | 郷 司 山 暁 | 平成24年6月29日 |
| 伊 丹 百 年 会 議           | 藤 原 宏 晃 | 平成24年6月10日 |
| 加 西 刷 新 の 会           | 中 川 暢 三 | 平成24年7月20日 |
| 北 浦 義 久 後 援 会         | 北 浦 義 久 | 平成24年7月2日  |
| す が は ら 優 子 後 援 会     | 菅 原 優 子 | 平成24年7月31日 |
| 寺 谷 健 後 援 会           | 寺 谷 義 博 | 平成24年6月30日 |
| 中 川 ち ょ う ぞ う 後 援 会   | 中 川 暢 三 | 平成24年7月20日 |
| 中 村 修 一 後 援 会         | 日 野 龍   | 平成24年5月5日  |
| 藤 原 宏 晃 後 援 会         | 山 脇 智 代 | 平成24年6月10日 |
| 宗 行 や す よ し 後 援 会     | 宗 行 恭 義 | 平成24年7月5日  |
| 森 田 た き 子 後 援 会       | 増 原 徹   | 平成24年6月30日 |



兵庫県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成24年8月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定年月日 |
|------------------|-------|-----------|------------|--------|-------|
|                  |       |           |            |        |       |

|         |         |         |                  |         |               |
|---------|---------|---------|------------------|---------|---------------|
| 田 淵 千 洋 | 上郡町議会議員 | 田淵千洋後援会 | 赤穂郡上郡町竹万380—3    | 田 淵 千 洋 | 平成24年<br>7月5日 |
| 廣 田 貴 士 | 三田市議会議員 | 廣田貴士後援会 | 三田市けやき台4丁目12番地10 | 廣 田 貴 士 | 平成24年<br>7月1日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称   | 異動事項       | 異動内容 |                   |
|--------------------------|---------|-------------|------------|------|-------------------|
|                          |         |             |            | 新    | 旧                 |
| 北 野 誠一郎                  | 高砂市議会議員 | 北野誠一郎後援会    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 高砂市中島1丁目10—4      |
|                          |         |             |            | 旧    | 高砂市中島1丁目10—31     |
| 田 淵 千 洋                  | 上郡町議会議員 | たぶち千洋後援会    | 名 称        | 新    | たぶち千洋後援会          |
|                          |         |             |            | 旧    | 田淵千洋後援会           |
| 内 藤 博 史                  | 三木市議会議員 | 内藤博史後援会     | 主たる事務所の所在地 | 新    | 三木市末広2丁目5番16号     |
|                          |         |             |            | 旧    | 三木市自由が丘本町2丁目303—2 |
| 山 本 千 恵                  | 兵庫県議会議員 | 山本千恵後援会エナジー | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市野間北2—7—23      |
|                          |         |             |            | 旧    | 伊丹市西台5—7—15       |

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地                   | 代表者の氏名  | 取消年月日          |
|------------------|---------|------------|------------------------------|---------|----------------|
| 北 浦 義 久          | 兵庫県議会議員 | 北浦義久後援会    | 淡路市白山276                     | 北 浦 義 久 | 平成24年<br>7月2日  |
| 菅 原 優 子          | 兵庫県議会議員 | すがはら優子後援会  | 神戸市長田区若松町4丁目4—10 アスタクエスタ北棟4階 | 菅 原 優 子 | 平成24年<br>7月31日 |
| 中 川 暢 三          | 加西市長    | 中川ちようぞう後援会 | 加西市北条町北条28—1                 | 中 川 暢 三 | 平成24年<br>7月20日 |

(2) 法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名  | 取消等年月日        |
|------------------|---------|-----------|---------------|---------|---------------|
| 中 村 修 一          | 芦屋市議会議員 | 中村修一後援会   | 芦屋市浜町2—14—201 | 中 村 修 一 | 平成24年<br>5月5日 |

備考 資金管理団体の届出をした者（代表者）の死亡に伴う届出である。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

- (1) 件名及び数量  
よう撃捜査支援装置（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

平成24年12月1日（土）から平成29年11月30日（木）まで

(4) 納入場所

兵庫県警察本部長が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 岡嶋

電話（078）341-7441 内線2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年8月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年9月25日（火）午前11時 兵庫県警察本部6階 603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月24日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月24日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を

平成24年 8月28日 (火) までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年10月2日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Intercept Investigation Support System

(3) Term of a contract:

From December 1, 2012 through November 30, 2017

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Police H. Q. nominate

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 28, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 September 24, 2012 by mail

11:00 September 25, 2012 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okajima, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext.2254

正 誤

○平成24年 6月 1日付け（兵庫県公報第2393号）  
 兵庫県告示第691号（保安林の指定施行要件の変更予定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)        | (正)        |
|-------|-------|------------|------------|
| 9     | 下から15 | 360から366まで | 362から366まで |



○平成24年 6月12日付け（兵庫県公報第2396号）  
 兵庫県告示第749号（保安林の指定施行要件の変更予定通知）中

| (ページ) | (行)   | (誤)   | (正)   |
|-------|-------|-------|-------|
| 6     | 下から24 | 44の 5 | 45の 5 |